

【脊髄再生医療について】

脊髄損傷とは、交通事故やスポーツ事故や転倒などを原因として脊髄(せきずい)が損傷を受け、運動や感覚機能などに障害が生じる状態を指します。脊髄再生医療は、基礎研究により安全性が確認された再生医療技術を臨床応用し、患者自身の骨髄由来間葉系幹細胞を培養によって増殖させ、これを患者自身の体に戻し脊髄損傷を改善させる目的で行う治療法です。

【期待できる効果】

脊髄損傷の症状改善

【治療の流れ】

- ① **カウンセリング・診察** 患者様の状態を十分把握したうえで、この療法を行うにあたっての治療の目的、安全性やリスク、そして効果についても綿密にお話しさせていただきます。そのうえで、この治療をお受になるかどうかご判断ください。
 - ② **血液検査** 採血による血液検査と感染症検査を行い、治療可能な状態なのか、ウイルス等に感染していないかをチェックいたします。
 - ③ **血液採取** 培養用の血液を採取します。
 - ④ **骨髄液の採取** ベッドにうつ伏せになり、局所麻酔を行ったうえで骨髄穿刺針を用いて、腸骨（骨盤）から骨髄液を採取します。
 - ⑤ **骨髄幹細胞の培養** 採取された骨髄液から骨髄幹細胞を抽出し、院内の培養室にて約3～4週間かけて培養を行います。骨髄幹細胞の培養は、厳格な品質管理のもとで行われます。
 - ⑥ **安全性検査** エンドトキシン検査、マイコプラズマ検査、無菌検査を行います。
 - ⑦ **骨髄幹細胞の投与** 培養によって増殖させた骨髄幹細胞を静脈点滴注射により投与いたします。
 - ⑧ **予後検診** 投与の3ヶ月後・6ヶ月後・1年後にご来院頂きます。検診では、治療後の経過を患者様にお聞きし、SIASテスト・QOLテストを行い患者様の状態を確認いたします。
-